

〈みやしん職域フリーローン〉商品概要説明書

2024年4月1日現在

1. 商品名	みやしん職域フリーローン
2. ご利用いただける方	<p>下記の条件を満たしている方。</p> <ul style="list-style-type: none">・ みやしん職域サポート制度※ を導入した事業所に働く経営者・従業員の方。(パート・アルバイト等の非正規社員でも可)・ 満20歳以上で、最終返済時の年齢が満75歳以下である方。・ 安定継続した収入がある方。・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。・ 当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方。 <p>※みやしん職域サポート制度とは、信用金庫が事業所と合意のうえ、当該事業所の従業員等に対して各種ローンの金利優遇等を行う制度。</p>
3. 資金使途	<ul style="list-style-type: none">・ ご自由。(事業性資金・おまとめ資金も可)
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none">・ 500万円以内。
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none">・ 3ヵ月以上10年以内。
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・ 年3.30%、7.00%、9.00%、13.00%、14.00%の5段階。(固定利率・保証料含む。)
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・ 元金均等または元利均等払。・ 元金返済据置期間6ヵ月以内。 (ご融資金額の50%の範囲内でボーナス併用也可)
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので不要です。
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none">・ ご融資利率に保証料が含まれています。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。</p> <p>・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

11. その他

- お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
- 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合せ下さい。